

入札公告

第50回奈良県ジュニア美術展覧会展示パネル設営・撤去業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月27日

奈良県文化・教育・くらし創造部長 舟木 豊

第1 競争入札に付する業務の内容

1 業務の名称

第50回奈良県ジュニア美術展覧会展示パネル設営・撤去業務委託

2 業務の仕様等

展示パネルの設営及び撤去

（詳細は仕様書によります。）

3 業務期限

令和5年10月27日（金）

4 業務場所

〒632-0032

奈良県天理市杣之内町437-3

なら歴史芸術文化村

芸術文化体験棟内地下1階ホール・ロビー、3階セミナールームA・B・C

5 入札方法

入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htmから確認できます。）

6 郵便入札の可否 否

7 その他詳細は、入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（14）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者のうち下記の登録のある業者
 - ・ Q5「広告・イベント業務」の登録のある業者
- (6) 本件業務と同規模のイベント業務を国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含む。）から過去5年間（平成30年7月1日～令和5年6月30日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (8) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記条件に該当する団体）でないこと。
- (10) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) (12) 及び (13) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の1「競争入札参加資格確認の申請」で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係（第5の1で示す場所）に提出しなければなりません。

第4 入札日程等

1 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書の入手	令和5年7月27日（木）～	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
仕様書等の入手	令和5年7月27日（木）～	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
入札説明会	実施しません	
現地説明会	令和5年8月1日（火）午前中	場所：なら歴史芸術文化村 ※事前申込必須
仕様書等に関する質問	令和5年8月3日（木） 12時00分まで	電子入札システムへの入力
質問に対する回答	令和5年8月7日（月）	電子入札システムによる回答
競争入札参加資格確認の申請及び適合規格承認申請書等の提出（電子ファイル及び紙書類）	公告の日から 令和5年8月9日（水） 17時00分まで（必着）	競争入札参加資格確認及び適合規格承認の申請、書類の提出 ・競争入札参加資格確認申請書 ・適合規格承認申請書 →電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請） ・契約履行実績報告書 ・報告書に記載された契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書 ・適合規格承認申請書の添付書類 ・入札保証金免除申請書 ※入札保証金の免除を申請する場合 →書類の提出場所 〒630-8501

		奈良市登大路町30番地 奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課
競争入札参加資格確認及び適合規格承認のための書類の再提出（指示を受けた場合）	令和5年8月14日（月） 12時00分まで	再提出の指示を行う時に連絡する
入札参加資格確認及び適合規格承認の審査結果通知	令和5年8月15日（火）	電子入札システムによる通知
入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）	入札参加資格確認審査結果及び適合規格承認の通知を受けた日から 令和5年8月21日（月） 12時00分まで	電子入札システムへの入力
開札（電子入札システムによる開札）	令和5年8月22日（火） 13時00分から	電子入札システムによる開札

第5 問い合わせ先

- 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課
電話（直通）0742-27-8478
- 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号：0570-021-777
（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第6 その他

1 入札保証金

入札参加者は、入札予定金額（入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあたっては当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者など）に該当する場合は免除します。

2 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (5) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (6) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (7) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (8) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (9) 所定の入札保証金または入札保証金に代わる担保納付または提供しない者のした入札

4 契約書作成の要否

要します。

5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)で
あるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が
経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、
又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与す
る等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社
会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」
といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当する
ことを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する
者をその相手方としていた場合(6)に該当する場合を除きます。)において、本県
が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、
遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

- (1) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解
除することがあります。
 - ア 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - イ 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約
を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ウ 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - エ 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - オ 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたと
き。
 - カ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと
認められるとき。
 - キ 契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認めら
れるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受け
たにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつ
たと認められるとき。なお、6の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」
とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
- (2) 発注者が(1)の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金(契約の
相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとしま

す。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する場合は免除します。)は、奈良県に帰属するものとします。この場合において、契約者は契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければなりません。

- (3) 契約者が(1)アに該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、(2)に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

8 入札の中止

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (2) 入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。
- (3) (1)及び(2)の場合における損害は、入札者の負担とします。

9 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (3) その他詳細については、仕様書のとおりです。
- (4) 入札後、業務内容などに不明なことがあったことを理由として異議を申し立てることはできません。